

○九州工業大学インキュベーション施設使用細則

平成15年12月3日

九工大細則第14号

改正 平成16年2月18日九工大細則第 1号
平成17年3月24日九工大細則第 5号
平成17年8月22日九工大細則第17号
平成18年9月 6日九工大細則第18号
平成20年4月 1日九工大細則第10号
平成21年3月 2日九工大細則第 2号
平成22年8月10日九工大細則第21号
平成27年3月19日九工大細則第 9号
平成29年4月 7日九工大細則第10号

九州工業大学インキュベーション施設使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、九州工業大学インキュベーション施設規程（平成15年九工大規程第20号。以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、施設の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 次の各号に定める者は、インキュベーション施設使用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）により規程第2条に定める管理運営責任者へ申請するものとする。

- (1) 規程第4条第1項により、施設の使用を新たに希望する者
- (2) 規程第4条第2項により、使用資格に変更がある者
- (3) 規程第4条第3項により、当初使用期間を超えて引き続き入居を希望する者
- (4) 規則第4条第4項により、当初使用者に変更または追加がある者

(審査)

第3条 前条による申請があった場合、管理運営責任者は、当該施設にある部屋（以下「部屋」という。）の使用の可否について、九州工業大学産学連携・URA 領域規程第15条に定める研究施設等審査会の審議を経て決定する。

(使用期間)

第4条 部屋を使用できる期間は、2年以内とする。

2 規程第4条第2項により使用資格の変更があった場合、使用期間は、使用資格変更による使用の承認が得られた日から改めて起算する。

3 規程第4条第3項により延長できる使用期間は2年以内とし、以後の延長期間中における延長申請時も同様とする。

(機器の搬入等)

第5条 使用者は、部屋に搬入する機器・装置類については申請時に承認を得るものとし、使用期間中に搬入する場合にあっては機器等搬入願(別記様式第2号)を当該施設の管理運営責任者に提出し、承認を得るものとする。

2 使用者は、当該機器等の使用が終了したときは、速やかに搬出しなければならない。

3 機器等の搬入及び搬出に要する経費は、当該使用者の負担とする。

(禁止事項)

第6条 使用者は、許可なく部屋を改築及び改造してはならない。

2 使用者は、使用の承認を受けた部屋を他の者に転貸してはならない。

(成果の報告)

第7条 部屋の使用を承認された者は、使用期間満了時に業務成果の概要をインキュベーション施設業務成果報告書(別記様式第3号)により管理運営責任者に報告しなければならない。

(使用承認の取消し)

第8条 管理運営責任者は、規程第7条により、使用の承認を取消し、又は使用を中止させようとするときは、審査会に付議するものとする。ただし、使用承認の条件違反が明らかであり、また悪質であるなど緊急を要するときには、審査会への付議を経ずに、承認を取消し、又は使用を中止させることができる。

(光熱水料)

第9条 規程第8条第1項に規定する「光熱水料」とは、電気料、ガス料、上水道料及び下水道料をいう。

2 規程第3条第1項第2号に掲げる者にあつては光熱水料を免除する。

(施設の負担金の額)

第10条 規程第9条第1項の使用に係る費用は、月額によるものとし、1平方メートル当たりの基準使用料の額に使用する室の面積を乗じて算定した額とする。ただし、1月に満たない月がある場合の費用は、日割りにより計算した額とする。

2 前項に規定する1平方メートル当たりの基準使用料は、使用者の区分により、次のとおりとする。

(1) 規程第3条第1項第1号に掲げる者 九州工業大学における施設の有効活用に関する規程(平成17年九工大規程第4号)で定める金額

(2) 規程第3条第1項第2号に掲げる者 免除

(3) 規程第3条第1項第3号及び第4号に掲げる者 1,000円

(4) 規程第3条第1項第5号及び第6号に掲げる者 2,000円

(収納方法)

第11条 規程第8条第2項に規定する光熱水料の収納方法については、使用月毎に会計課から使用者に請求するものとする。

2 規程第9条第2項に規定する施設の負担金の収納方法については、原則として前納するものとし、四半期毎に会計課から使用者に請求するものとする。

3 規程第3条第1項第1号に掲げる使用者に対し、前2項の請求があった場合には、予算の移算によりこれを処理するものとする。

4 規程第3条第1項第3号から第6号に掲げる使用者に対する第1項及び第2項に規定する請求は、本学が発行する払込通知書により行うものとし、請求があった場合、使用者は、次のいずれかの方法により、所定の期日までに支払わなければならない。

(1) 本学の指定する金融機関の口座への振込

(2) 本学の収納窓口への持参

5 規程第3条第1項第3号から第6号に掲げる使用者は、所定の期日までに支払わないときは所定の延滞金を支払わなければならない。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成15年12月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年3月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年8月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月7日から施行する。